

岩手県災害時受援応援計画

平成26年4月
(令和3年4月改正)
岩手県復興防災部

目 次

第1編 受援計画編

第1章 総則	1-1
第2章 組織	1-3
第3章 都道府県による応援	1-5
第4章 市町村応援職員の受入れ	1-11
第5章 義援物資の受入れ	1-14
第6章 防災ボランティアの受入れ	1-16
第7章 海外からの支援の受入れ	1-18

第2編 応援計画編

第1章 総則	2-1
第2章 組織	2-2
第3章 職員の県外派遣	2-4
第4章 市町村等との連携	2-9
第5章 職員の県内派遣	2-10
第6章 義援物資の送付	2-12
第7章 広域応援の調整	2-14

第3編 資料編

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	3-1
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	3-7
大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	3-11
大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	3-16
大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン	3-21

第 1 編 受援計画編

第1章 総 則

1 策定の目的

平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震は、本県において死者、行方不明者を合わせて6,251名という人的被害と25,713棟の住家被害（平成27年1月31日現在）をもたらした。

発災直後は被災情報の収集さえも困難を極め、全国の自治体や防災ボランティア等多方面からの人的・物的応援により、辛うじてこの未曾有の大規模災害を乗り切ることができた。

しかしながら、県では大規模災害の発生を想定して応援を必要とする業務と所管部署を明確にルール化しておらず、発災当初は受入業務についての担当課等の調整を始めとした事前準備に大変苦慮した上に、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。その結果、応援を申し出ていただいた方に必要とする応援を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かすことができなかった。

また、応援の申し出を受ける窓口を明確にしていなかったことから、被災地の現場に応援に係る問合せが殺到し、現場の災害対応に支障をきたした部分があったことも否定できない。

県においては、このような反省から、東日本大震災津波を教訓に、今般、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れるスキームとして新たに受援計画を策定することとした。この計画の策定により、今後、本県で大規模災害が発生した場合における応援の申し出に対し適切かつ迅速に対応し、貴重な応援を最大限かつ効率的に生かすことが期待される。

2 東日本大震災津波に係る災害対応検証

県が平成24年2月に公表した東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書中の記載のうち、震災当時の人的・物的応援の受入れ体制の問題点について記載した部分を抜粋する。

（1） 人的応援の受入れについて

ア 災害直後の職員派遣の受入れに際しては、現地の情報が混乱し、支援が必要な業務や人員規模、移動手段や宿泊場所の確保など、派遣受入れに至るまでの事前準備に苦慮した。

イ 派遣職員の受入れ調整について、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。

ウ 受入れ市町村においても、災害応急対応等に追われ、派遣職員へのきめ細やかな対応が困難であり、現地における従事業務等の県によるコーディネートが必要が高かった。

エ 県庁及び県内に駐在し、長期にわたる自立的、自発的な支援を行う用意がある自治体が、どのように災害情報、被災地ニーズを得ればよいか方法が分からないため、迅速、効率的な情報収集等が難しく、必要とする支援について情報が不足する場面があった。

オ NPO・NGO等の自己完結型のボランティア団体に関して、地域防災計画上、受入れ窓口が定められていなかったことから、当初、それらの団体についても、災害ボランティアセンターが窓口とされ、混乱が生じた。

（2） 物的応援の受入れについて

ア 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足した。

イ 発災当初、アレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応がで

きなかった。

ウ 早い時期において、避難者のニーズ把握ができなかった。

エ 県の物資集積拠点の選定に時間を要した。

3 岩手県地域防災計画との関係

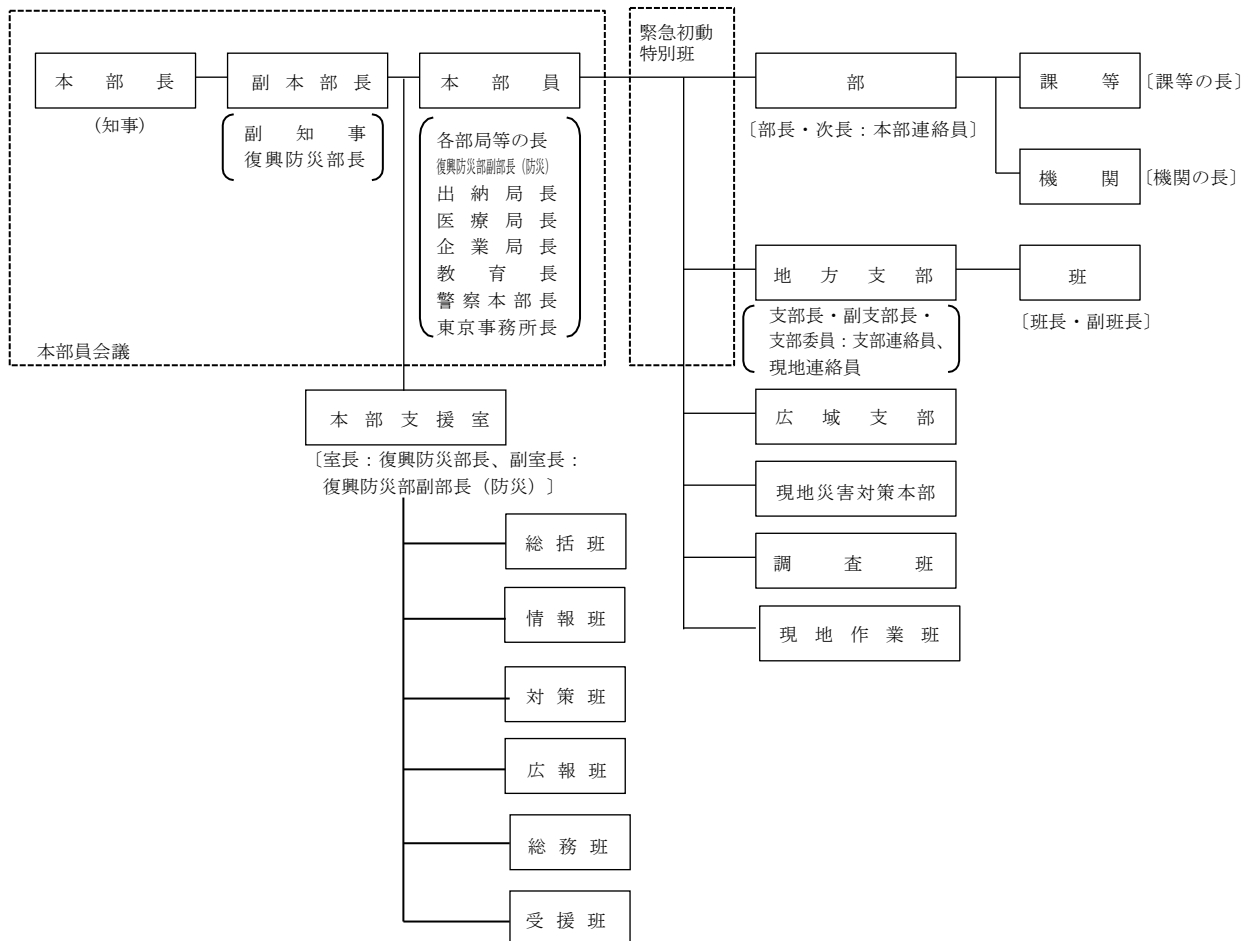
この計画は岩手県地域防災計画本編・第3章・第10節・第1により策定するものであり、その内容は大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドラインの趣旨を踏まえたものである。

第2章 組 織

1 基本方針

岩手県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）は、岩手県災害対策本部規程第 27 条に規定する全職員配備体制による活動を行う場合において、全国の自治体等からの応援の受入れのため必要と認めるときは、岩手県災害対策本部（以下「県本部」という。）本部支援室（以下「本部支援室」という。）に受援班を設置する。

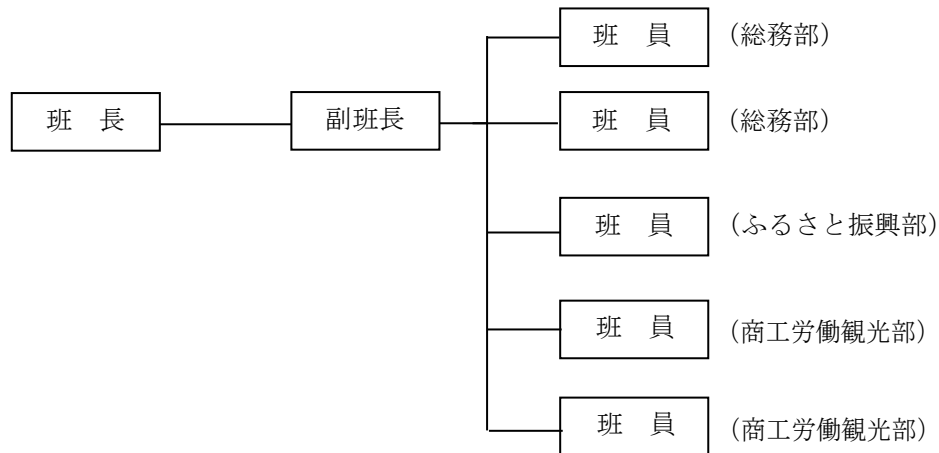
<災害対策本部組織図>



2 受援班の組織

- (1) 受援班に班長、副班長及び班員を置く。
- (2) 班長は、復興防災部の担当課長級以上の職員のうち復興防災部長があらかじめ指名した者をもって充てることとし、副班長は、商工労働観光部長と協議して同部の担当課長級以上の職員から指名した者をもって充てる。
- (3) 班員は、5名とする。この場合において、復興防災部長は、班員のうち2名を総務部長と協議して同部の職員から、1名をふるさと振興部長と協議して同部の職員から、2名を商工労働観光部長と協議して同部の職員から指名する。
- (4) 復興防災部長は、必要と認めるときは、班員を追加して指名する。

<受援班組織図>



3 受援班の担当業務

受援班の担当業務は、次のとおりとする。

- （１） 全国の自治体から応援のために派遣される職員（以下「応援職員」という。）による人的応援の要請
- （２） 全国の自治体等に対する物的応援の要請
- （３） 他の都道府県に対する業務等の提供の要請
- （４） 応援職員による人的応援の申し出の受付
- （５） 他の都道府県による業務等の提供の申し出の受付
- （６） 申し出のあった人的応援及び業務等の提供に係る担当部との調整
- （７） 被災地における応援のニーズの把握
- （８） 応援職員の宿泊場所等のあっせん
- （９） その他応援の受入れのあっせん及び受入窓口についての情報提供

4 受援班の廃止

県本部長は、県本部の設置から概ね１ヵ月が経過した時点で受援班を廃止する。ただし、受援班の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

5 受援訓練の実施

県は、応援の受入れが円滑に行われるよう、必要な訓練を実施する。

第3章 都道府県による応援

1 基本方針

- (1) 他の都道府県への人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請は、受援班が担当する。
- (2) 受援班は、応援の要請等に当たり、北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目で定めるカバー（支援）県等から派遣を受けた連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。
- (3) 他の都道府県から応援のため派遣される職員（以下「都道府県応援職員」という。）による人的応援の申し出の受付は、受援班が担当する。
- (4) 都道府県応援職員は自己完結型で活動するよう努める。
- (5) 他の都道府県からの業務等の提供の申し出の受付は、受援班が担当する。

2 北海道・東北8道県への応援の要請

- (1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「8道県協定」という。）に基づき、次のカバー（支援）県に対して人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請を行う。

カバー （支援）県		部局名	課名	無線電話	N T T 電話	F A X
1	秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563	018-824-1190
2	北海道	総務部危機対策局	危機対策課	01-11	011-204-5008	011-231-4314
3	青森県	総務部	防災消防課	02-221	017-734-9088	017-722-4867

- (2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援班は、後日、当該事項を記載した文書をカバー（支援）県に提出する。

- ア 応急対策に必要な資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ウ 職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員
- エ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- オ 派遣を希望する期間
- カ 県内の被害状況
- キ その他必要と認められる事項

3 ブロック間応援の要請

- (1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）及び8道県協定に基づき、次の機関を通じてブロック間応援の要請を行う。

機 関		無線電話	N T T 電話	F A X
1	北海道総務部危機対策局 危機対策課	01-11	011-204-5008	011-231-4314

2	青森県総務部防災消防課	02-221	017-734-9088	017-722-4867
3	新潟県防災局危機管理課	15-11	025-282-1638	025-282-1638
参考	茨城県生活環境部防災・ 危機管理局防災・危機管 理課（関東ブロック幹事 都県）	08-612	029-301-2885	029-301-2898
	全国知事会	—	03-5212-9131	03-5210-2020

(2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又はカーバー（支援）県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、受援班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。

- ア 応急対策に必要な資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ウ 職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員
- エ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- オ 派遣を希望する期間
- カ 県内の被害状況
- キ その他必要と認められる事項

(3) 受援班は、(1)の要請をしたときは、速やかにその旨を全国知事会に連絡する。

4 広域応援の要請

(1) 受援班は、県本部長が必要と認めるときは、全国協定に基づき、次の機関を通じて広域応援の要請を行う。

機 関		無線電話	N T T 電話	F A X
1	北海道総務部危機対策局 危機対策課	01-11	011-204-5008	011-231-4314
2	青森県総務部防災消防課	02-221	017-734-9088	017-722-4867
3	新潟県防災局危機管理課	15-11	025-282-1638	025-282-1638
参考	全国知事会	—	03-5212-9131	03-5210-2020

(2) (1)の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により行う。この場合において、受援班は、後日、当該事項を記載した文書を当該要請を行った機関に提出する。

- ア 応急対策に必要な資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- イ 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ウ 職員の派遣を必要とする業務並びに派遣を希望する職員の職種及び人員
- エ 職員の活動場所及び活動場所への経路
- オ 派遣を希望する期間
- カ 県内の被害状況
- キ その他必要と認められる事項

5 連絡調整員への配慮

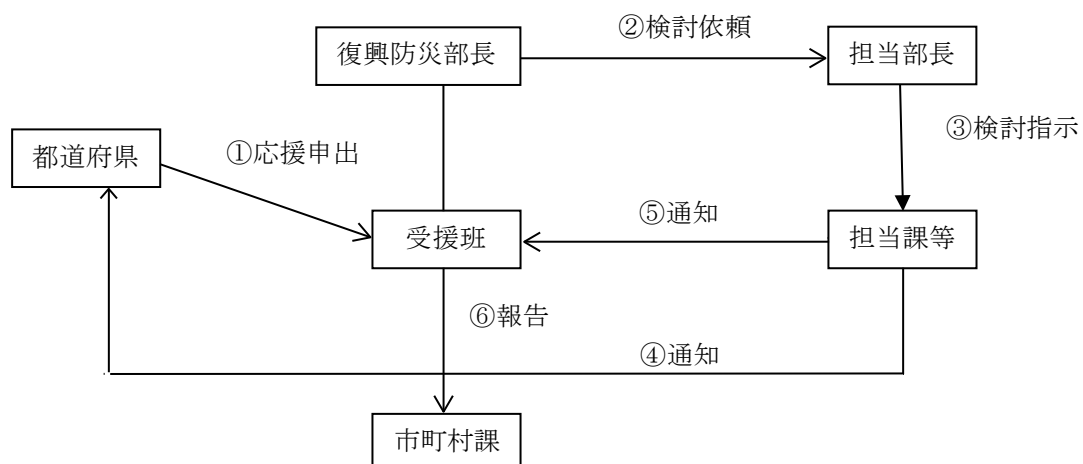
受援班は、カバー（支援）県から連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員との連絡調整を円滑に行うため、次の対応を行う。

- （１） 県本部本部員会議への連絡調整員の出席又は陪席
- （２） 本部支援室等における連絡調整員の活動場所の確保
- （３） 連絡調整員の宿泊場所の斡旋

6 都道府県応援職員の受入れ

- （１） 都道府県応援職員による人的応援の申し出は、受援班に対し行う。
- （２） 受援班は、都道府県応援職員による人的応援の申し出にあたっては、概ね１週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部支援室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- （３） 受援班は、人的応援の必要性及び都道府県応援職員の活動拠点の把握のため、本部支援室情報班及びふるさと振興部市町村課と緊密に連携する。
- （４） 受援班は、把握した人的応援の必要性に係る情報について、必要に応じて対策班に情報提供する。
- （５） 復興防災部長は、通信の途絶等により人的応援の必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- （６） 受援班が（１）の申し出を受け付けたときは、復興防災部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- （７） 担当部は、（６）の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的応援の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- （８） 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、受援班に通知する。
- （９） 受援班は、都道府県応援職員の受入れの状況について、必要に応じて、ふるさと振興部市町村課に報告する。

〈フロー図〉



7 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に都道府県応援職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
本部支援室の支援業務	復興防災部	防災課（本部支援室）
避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること。		復興くらし再建課
避難所の運営等の応援に関すること。		
市町村の行政機能回復のための支援	ふるさと振興部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること。	環境生活部	環境保全課
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。	保健福祉部	健康国保課
被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。		長寿社会課
被災した障がい者の把握及び応急対策に関すること。		障がい保健福祉課
被災した妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。		子ども子育て支援室
災害遺児対策に関すること。		
身体のスクリーニング等に関すること。		医療政策室
物資の供給	商工労働観光部	商工企画室
土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること。	県土整備部	砂防災害課
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。		建築住宅課
建築物の応急危険度判定活動に関すること。		

8 都道府県への要請

県本部長は、職員を派遣する都道府県に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- （１） 都道府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- （２） 都道府県応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- （３） 都道府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、原子力災害用資機材

- (4) 都道府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援班は、必要に応じ、ふるさと復興都市町村課及び商工労働観光部観光・プロモーション室並びに地方支部と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあつせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

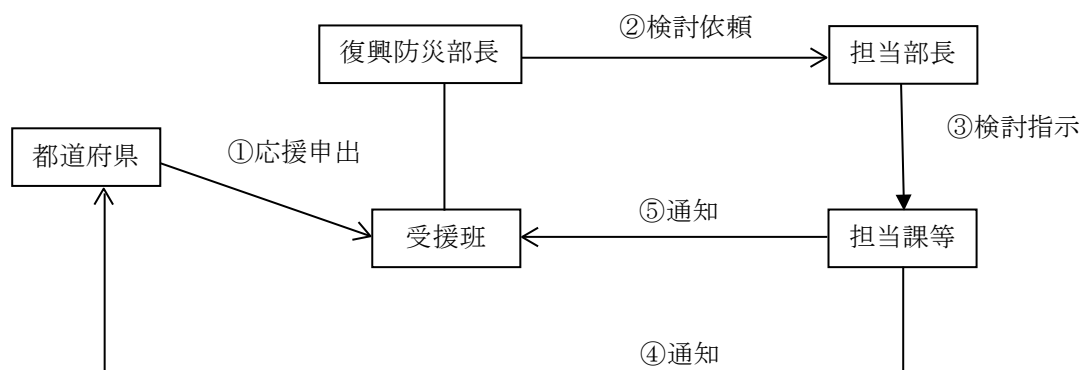
9 応援職員への配慮

担当部及び担当課等は、必要に応じ都道府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

10 業務等の提供の受入れ

- (1) 他の都道府県による業務等の提供の申し出は、受援班に対し行う。
- (2) 受援班は、業務等の提供を受ける必要性を把握するため、本部支援室情報班と緊密に連携する。
- (3) 受援班は、(2)の必要性に係る情報について、必要に応じて対策班に情報提供する。
- (4) 復興防災部長は、通信の途絶等により業務等の提供を受ける必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- (6) 受援班が(1)の申し出を受け付けたときは、復興防災部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (7) 担当部は、(6)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、等について、提供の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (8) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、受援班に通知する。

〈フロー図〉



11 提供の受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他の都道府県による業務等の提供の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
避難者の受入れ	復興防災部	復興くらし再建課

12 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村応援職員の受入れ

1 趣旨

県内の市町村は、「大災害発生時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、大規模災害発生時においても相互に協力し合っている。また、県内の市町村の多くは、県外の市町村と個別に災害時の協定を締結しており、県外の市町村とも大規模災害発生時における相互協力体制を構築している。しかしながら、大規模災害発生時には被災市町村において全国の市町村から応援のために派遣される職員（以下この章において「市町村応援職員」という。）の活動拠点を確保することができず、市町村応援職員が直接被災市町村の応援を行わずに、県本部の活動の応援を行うことで間接的に被災市町村の応援を行わなければならないような状況も十分に想定される。

このことから、本編では市町村応援職員の受入れ体制について整理することとする。

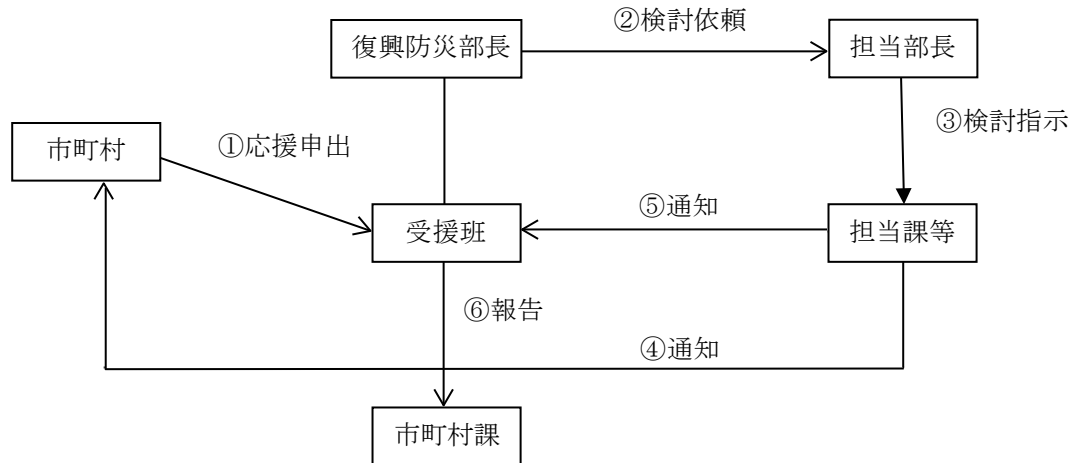
2 基本方針

- （１） 市町村応援職員による人的応援の申し出の受付は、受援班が担当する。
- （２） 市町村応援職員は、自己完結型で活動するよう努める。

3 市町村職員の受入れ

- （１） 市町村応援職員による人的応援の申し出は、受援班に対し行う。
- （２） 受援班は、市町村応援職員による人的応援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の応援の申し出を優先して受け付ける。ただし、本部支援室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- （３） 受援班は、人的応援の必要性及び市町村応援職員の活動拠点の把握のため、本部支援室情報班及びふるさと振興部市町村課と緊密に連携する。
- （４） 受援班は、把握した人的応援の必要性に係る情報について、必要に応じて対策班に情報提供する。
- （５） 復興防災部長は、通信の途絶等により人的応援の必要性を把握できないときは、被災地における応援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。
- （６） 受援班が（１）の申し出を受け付けたときは、復興防災部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- （７） 担当部は、（６）の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的応援の申し出を行った市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- （８） 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、受援班に通知する。
- （９） 受援班は、市町村応援職員の受入れの状況について、必要に応じて、部市町村課に報告する。

〈フロー図〉



4 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に市町村応援職員による人的応援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること。	復興防災部	復興くらし再建課
避難所の運営等の応援に関すること。		
市町村の行政機能回復のための支援	ふるさと振興部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること。	環境生活部	環境保全課
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。	保健福祉部	健康国保課
被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。		長寿社会課
被災した障がい者の把握及び応急対策に関すること。		障がい保健福祉課
被災した妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。		子ども子育て支援室
災害遺児対策に関すること。		医療政策室
身体のスクリーニング等に関すること。		
物資の供給	商工労働観光部	商工企画室
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。	県土整備部	建築住宅課
建築物の応急危険度判定活動に関すること。		

5 市町村への要請

県本部長は、職員を派遣する市町村に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) 市町村応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- (2) 市町村応援職員は、応援市町村名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 市町村応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図

- (4) 市町村応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、受援班は、必要に応じ、ふるさと振興部市町村課及び商工労働観光部観光・プロモーション室並びに地方支部と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

6 応援職員への配慮

担当部及び担当課等は、必要に応じ市町村応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

7 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った市町村及び被災市町村並びに県との間の協議により決定する。

8 市町村応援職員の派遣のあっせん

市町村応援職員の被災市町村への派遣にあたっては、必要に応じて、ふるさと振興部市町村課が当該派遣のあっせんを行う。

第5章 義援物資の受入れ

1 基本方針

- (1) 義援物資の受入れは、商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室が担当する。
- (2) 義援物資の受入れにあたっては、要配慮者を始めとして被災者が抱えていると想定される特性に十分に配慮する。
- (3) 義援物資を送付する者は、留意事項に十分に配慮する。
- (4) 義援物資の受入れにあたっては、企業その他の団体からの大口の義援物資の受入れを優先する。
- (5) 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 義援物資の受付

【岩手県地域防災計画本編・第3章第13節第3・1参照】

3 物資集積拠点等

- (1) 物資集積拠点
岩手産業文化センター（アピオ）（岩手県滝沢市砂込389-20）
- (2) ものづくり自動車産業振興室は、物資集積拠点における物資の仕分け等のため都道府県応援職員の協力を得るとともに、防災ボランティアの協力が得られるよう保健福祉部地域福祉課と連携する。

4 必要な義援物資

(1) 食料

ア 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料）は、概ね次のとおりである。なお、調達にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮する。

区 分	義援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

イ 補足事項

- (ア) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。
- (イ) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。
- (ウ) 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。
- (エ) 賞味期限又は消費期限がある食料については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

(2) 食料以外

ア 大規模災害時に必要となることが想定される義援物資（食料以外）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。

区 分	義援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等
その他	医薬品、カイロ

イ 補足事項

（ア） 外衣、肌着、身回品等については、新品とするとともに、調達にあたってはサイズに留意する。この場合において、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。

（イ） 日用品については、未使用、未開封のものとする。

（ウ） 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

5 留意事項

（1） 梱包した義援物資を送付する者は、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

ア 品目

イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限

ウ 数量

エ 提供元機関名

オ 担当者名及び連絡先

（2） 梱包した義援物資を送付する者は、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第6章 防災ボランティアの受入れ

1 基本方針

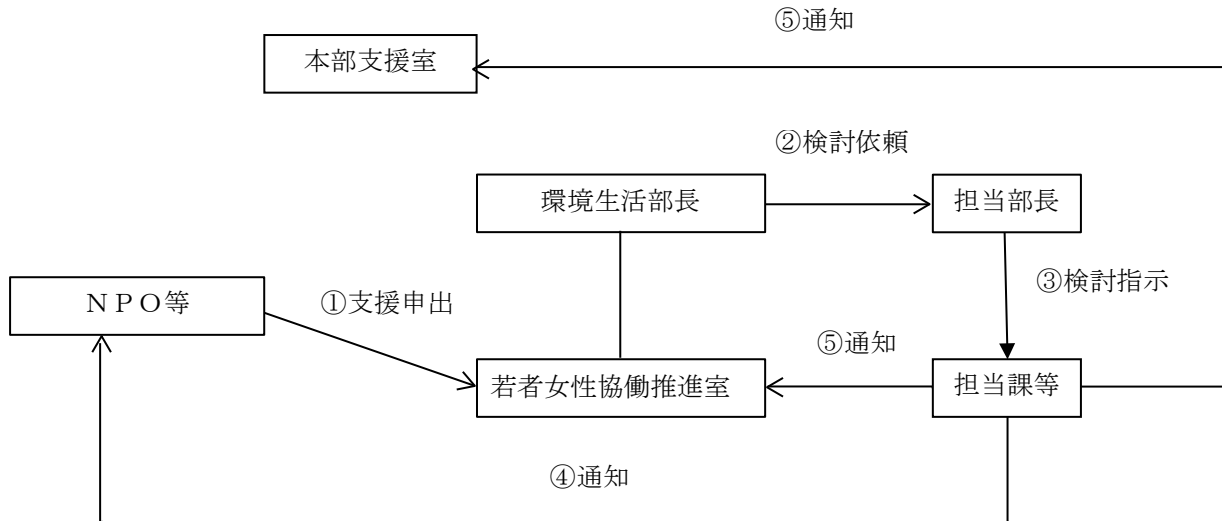
- （１） 防災ボランティア活動を行う者の受入れは日本赤十字社岩手県支部地区及び分区並びに市町村社会福祉協議会が担当し、保健福祉部地域福祉課は岩手県社会福祉協議会と連携し、受入れの窓口について情報提供を行う。
- （２） 防災ボランティア活動を行う者のうち、NPO等自己完結型で防災ボランティアを行う団体（以下「NPO等」という。）の受入れは、環境生活部若者女性協働推進室が担当する。
- （３） NPO等は、自己完結型で活動する。
- （４） 地域福祉課は、防災ボランティア活動のニーズについて、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 防災ボランティアの受入れ

防災ボランティアの受入れは、岩手県地域防災計画本編・第3章第12節第3・2によるが、NPO等の受入れについて、日本赤十字社岩手県支部地区及び分区並びに市町村社会福祉協議会での調整が困難である場合には、次のとおり受入れを行う。

- （１） NPO等による人的支援の申し出は、若者女性協働推進室に対し行う。
- （２） 若者女性協働推進室は、NPO等による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、若者女性協働推進室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- （３） 若者女性協働推進室は、人的支援の必要性及びNPO等の活動拠点の把握のため、本部支援室及び地域福祉課及び市町村課と緊密に連携する。
- （４） 若者女性協働推進室が（１）の申し出を受け付けたときは、環境生活部長は、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- （５） 担当部は（４）の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について人的支援の申し出を行ったものに文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- （６） 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、本部支援室及び若者女性協働推進室に通知する。

〈フロー図〉



3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- | | | |
|----------------------------------|---------|------------|
| ・炊き出し | ・引っ越し | ・安否確認、調査活動 |
| ・募金活動 | ・負傷者の移送 | ・給食サービス |
| ・話し相手 | ・後片付け | ・洗濯サービス |
| ・シート張り | ・避難所の運営 | ・移送サービス |
| ・清掃 | ・物資仕分け | ・入浴サービス |
| ・介助 | ・物資搬送 | ・理容サービス |
| ・その他、応急危険度判定、医療等の専門的知識、技術を活かした活動 | | |

4 NPO等への要請

県本部長は、NPO等に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) NPO等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) NPO等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) NPO等は、災害の状況、活動期間等に応じ必要とされる食料、被服、事務用品等を携行すること。
- (4) NPO等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

5 防災ボランティア活動に係る情報発信

地域福祉課は、本部支援室、岩手県社会福祉協議会等と連携しながら、防災ボランティア活動のニーズや被災地の状況、交通機関の運行状況等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第7章 海外からの支援の受入れ

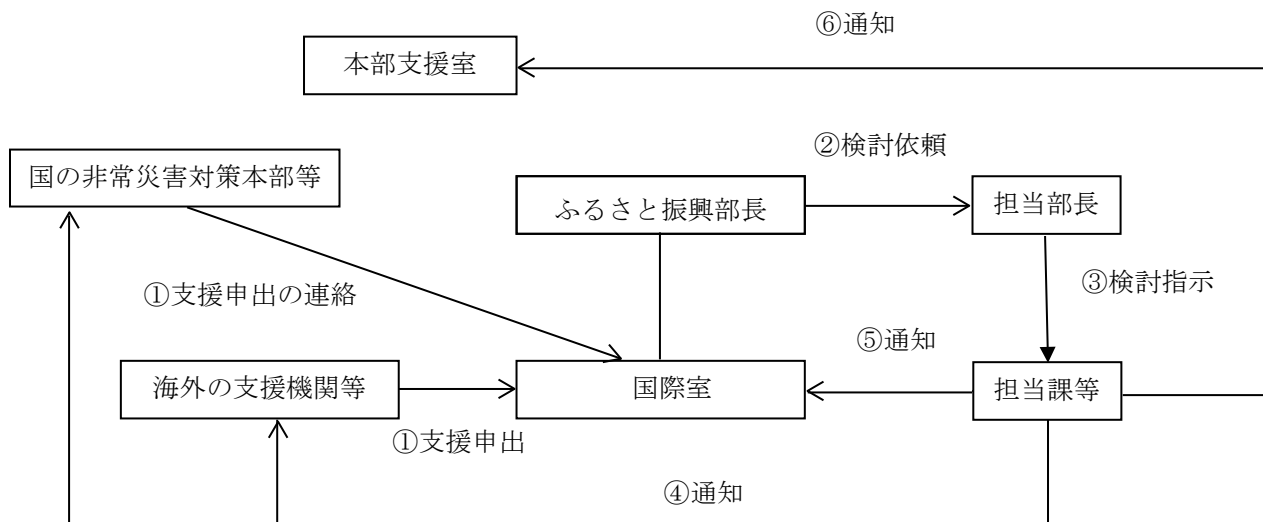
1 基本方針

- （1） 国際機関や政府系団体等海外からの支援の受入れは、ふるさと振興部国際室が担当する。
- （2） 海外からの防災ボランティアの受入れは、第6章の規定による。

2 海外からの支援の受入れ

- （1） 海外からの支援の申し出等は、国際室に対し行う。
- （2） 国際室は、海外からの人的支援の申し出等にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、国際室長が必要と認めるときは、この限りでない。
- （3） 国際室は、支援の必要性及び活動拠点の把握のため、本部支援室及び関係室課と緊密に連携する。
- （4） 国際室が（1）の申し出等を受け付けたときは、ふるさと振興部長は、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- （5） 担当部は（4）の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について支援の申し出等を行ったものに文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- （6） 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、本部支援室及び国際室に通知する。

〈フロー図〉



3 通訳等の支援

国際室は、海外からの支援の受入れにあたり、国際関係団体等と連携しながら、必要に応じて、通訳・翻訳、支援者が活動を行うための通訳等のあっせんその他担当課等が必要とする支援を行う。

第2編 応援計画編

第1章 総 則

1 策定の目的

東日本大震災津波において、県内の被災市町村においては、庁舎の損壊や職員の被災、行政データの流失等により行政機能が著しく低下し、現地における従事業務等について県が職員を派遣して被災市町村を応援しなければならない場面が数多く生じた。

また、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を始めとする大規模災害の際には、まさに東日本大震災津波の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが県に期待されている。

県においては、このことから、今般、大規模災害発生時に職員を派遣し、義援物資を送付するスキームとして応援計画を策定することとした。この計画の策定により、本県が大規模災害発生時に最大限かつ効率的な応援を行うことが期待される。

2 岩手県地域防災計画との関係

この計画は岩手県地域防災計画本編・第3章・第10節・第1により策定するものであり、その内容は大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドラインの趣旨を踏まえたものである。

第2章 組 織

1 基本方針

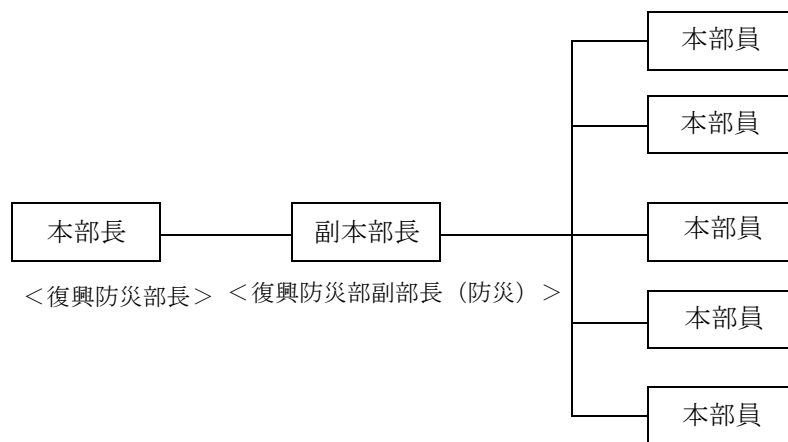
復興防災部長は、次のいずれかに該当するときは、被災した他の都道府県（以下「被災都道府県」という。）に対する応援のため、復興防災部内に岩手県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。

- （１） ８道県協定に基づく応援の要請があったとき。
- （２） 全国協定及び８道県協定に基づくブロック間応援を行うとき。
- （３） 全国協定に基づく広域応援を行うとき。
- （４） 他の都道府県において震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、復興防災部長が必要と認めるとき。

2 応援本部の組織

- （１） 応援本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- （２） 本部長は復興防災部長、副本部長は復興防災部副部長（防災）をもって充てる。
- （３） 復興防災部長は、本部員５名をあらかじめ復興防災部の職員のうちから指名する。
- （４） 復興防災部長は、必要と認めるときは、本部員を追加して指名する。

<応援本部組織図>



3 応援本部の担当業務

応援本部の主な担当業務は、次のとおりとする。

- （１） 被災都道府県等からの人的応援及び物的応援並びに業務等の提供の要請の受付
- （２） 応援の要請のあった業務に係る担当部との調整
- （３） 連絡調整員等の派遣による被災地における応援のニーズの把握
- （４） 被災都道府県等に対する人的支援及び業務等の提供の決定
- （５） 応援職員の宿泊場所等の把握
- （６） 応援に係る市町村等との調整

4 応援本部の廃止

本部長は、設置から概ね1ヵ月が経過した時点で応援本部を廃止する。ただし、応援本部の設置を継続する必要があると認められる事情がある場合は、この限りでない。

5 応援訓練の実施

県は、応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施する。

第3章 職員の県外派遣

1 基本方針

- （１）被災都道府県からの応援の要請の受付は、応援本部が担当する。
- （２）被災都道府県に対する職員の派遣は、本部長が決定する。
- （３）県が応援のため派遣する職員（以下「県応援職員」という。）は、自己完結型で活動する。

2 北海道・東北ブロックの道県からの応援の要請

（１）要請の受付等

ア 8道県協定に基づく北海道・東北ブロックの道県（以下「道県」という。）からの応援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあっては、復興防災部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （岩手県復興防災部防災課）	03-38	019-629-5155	019-629-5174

イ 応援本部は、県がカバー（支援）県を担当する被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められる場合は、他の道県と協力して被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に通知する。

ウ 応援本部は、イの情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり、必要な応援の要請をすることができる。

（２）連絡調整員の派遣

本部長は、次の場合に、県がカバー（支援）県を担当する被災道県に連絡調整員として本部員を2名以上派遣する

ア 8道県協定に基づく応援の要請があったとき。

イ 当該被災道県が災害対策本部を立ち上げた場合において、連絡調整員の派遣の申出を受け入れたとき。

ウ 大規模災害が発生し、甚大な被害が予想されるとき。

〈8道県協定に基づくカバー（支援）県〉

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

3 ブロック間応援及び広域応援としての応援の要請

（１） 要請の受付等

全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援としての応援の要請は、次の連絡先により応援本部が受け付ける。ただし、応援本部が設置されていない場合にあっては、復興防災部が受け付ける。

組 織	消防防災無線	N T T 電話（夜間）	F A X
応援本部 （岩手県復興防災部防災課）	03－38	019－629－5155	019－629－5174

（２） 現地調査員等の派遣

ア 本部長は、関東地方知事会がブロック間応援の要請を行ったときは、現地調査員の派遣の割当を受けた被災都県に対し、当該現地調査員として本部員を２名以上派遣する。ただし、本部員を派遣するいとまがないときは、本部長は、東京事務所長に対し当該現地調査員の派遣を依頼する。

イ 本部長は、広域応援の要請が行われた場合において必要と認めるときは、広域応援実施要領により県が応援することとされた被災都道府県に本部員を派遣することができる。

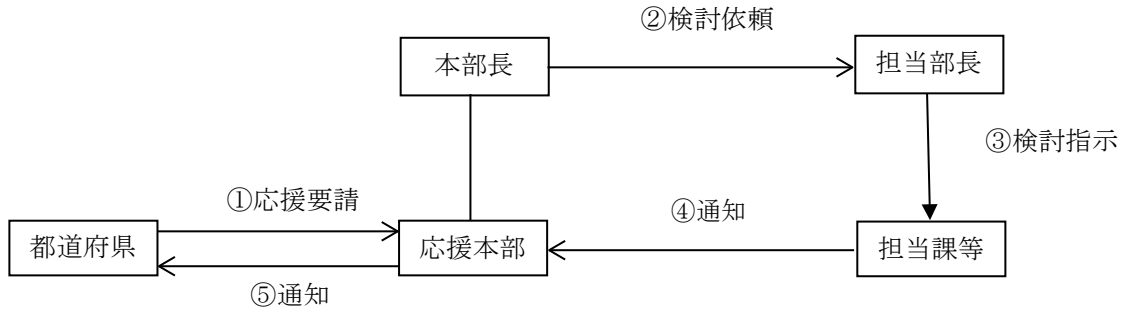
〈ブロック間応援の要請が行われた場合の現地調査員の派遣の割当〉

被災都県	第 1 順位	第 2 順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

4 要請に基づく派遣の決定

- （１） 応援本部が協定等に基づく人的応援の要請を受け付けたときは、本部長は、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- （２） 担当部は、（１）の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- （３） 応援本部は、（２）の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- （４） （１）から（３）までについては、応援本部が協定等に基づく業務等の提供の要請を受け付けたときに準用する。

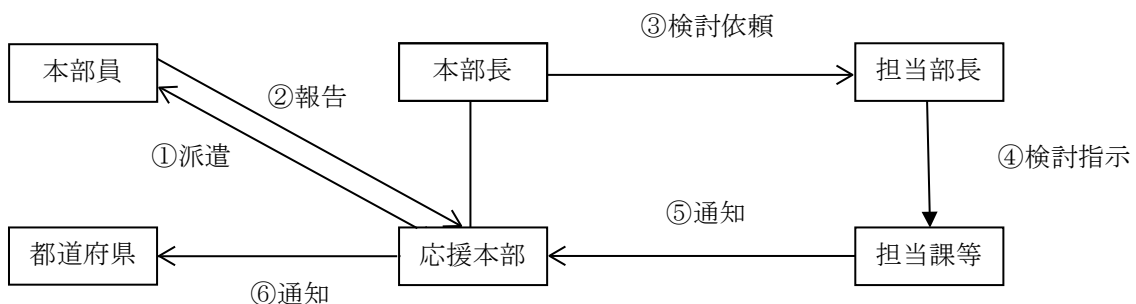
〈フロー図〉



5 要請に基づかない派遣の決定

- (1) 本部長は、被災都道府県等から応援の要請がない場合であっても、応援の必要性を把握するため必要と認めるときは、被災都道府県に本部員を派遣する。
- (2) 本部長は、被災都道府県に派遣した本部員からの報告等から、人的応援を行う必要があると認めるときは、当該応援を行う必要がある業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (3) 担当部は、(2)の依頼をうけたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について応援本部に通知する。
- (4) 応援本部は、(3)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災都道府県等に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (5) (1)から(4)までについては、本部長が業務等の提供を行う必要があると認めるときに準用する。

〈フロー図〉



6 職員の派遣が想定される業務

大規模災害発生直後に県応援職員を派遣して応援を行うことが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
災害対策本部の支援	復興防災部	防災課
避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関すること。		復興くらし再建課
避難所の運営等の応援に関すること。		

市町村の行政機能回復のための支援	ふるさと振興部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関すること。	環境生活部	環境保全課
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等に関すること。	保健福祉部	健康国保課
被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関すること。		長寿社会課
被災した障がい者の把握及び応急対策に関すること。		障がい保健福祉課
被災した妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。		子ども子育て支援室
災害遺児対策に関すること。		医療政策室
身体のスクリーニング等に関すること。	商工労働観光部	医療政策室
物資の供給		商工企画室
土砂災害危険箇所の緊急点検に関すること。		砂防災害課
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。		建築住宅課
建築物の応急危険度判定活動に関すること。	県土整備部	建築住宅課

7 県応援職員の心得

県応援職員は、被災地で活動するに当たり、以下のことに留意する。

- (1) 県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) 県応援職員は、岩手県を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) 担当課等は、災害の状況、活動期間等に応じ、県応援職員が携行する当座の食料、被服、事務用品等を確保すること。この場合において、なお、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図

- (4) 担当部及び担当課等は、あらかじめ県応援職員の活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保すること。

8 応援体制の整備

- (1) 応援本部は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあつせんし、並びに可能な限り活動に必要な物品等を供与するよう、被災都道府県に依頼する。
- (2) 応援本部は、県応援職員の宿泊場所等について、必要に応じて、担当課等に情報提供する。

9 提供が想定される業務

大規模災害発生直後に県が提供することが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業 務	担当部	担当課等
避難者の受入れ	復興防災部	復興くらし再建課

10 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村等との連携

1 基本方針

- （１） 応援本部は、被災都道府県の応援に当たっては、必要に応じて、市町村及び災害時における応援協定を締結する関係団体（以下「関係団体」という。）と連携する。
- （２） 応援本部は、連携に当たり、市町村及び関係団体に対して、自己完結型で活動するよう要請する。

2 市町村等との調整等

- （１） 応援本部は、市町村又は関係団体から被災都道府県又は被災市町村の応援の申出があった場合には、その把握するニーズについて、当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、被災都道府県に対して当該申出について伝達し、必要な調整を行う。
- （２） 応援本部は、被災都道府県又は被災市町村から市町村、関係団体又は関係団体以外の専門性を有する団体による応援のあつせんの要請があった場合には、当該要請及びその把握するニーズについて当該市町村又は関係団体に情報提供するとともに、必要な調整を行う。
- （３） （１）及び（２）の情報提供及び必要な調整に関し、当該要請に係る業務又は関係団体を所管する担当部等は応援本部に協力する。

3 市町村等への要請

応援本部は、市町村又は関係団体等との調整に当たり、以下のことに留意するよう要請する。

- （１） 市町村及び関係団体等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- （２） 市町村及び関係団体等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- （３） 市町村及び関係団体等は、災害の状況、活動期間等に応じ、県応援職員が携行する当座の食料、被服、事務用品等を携行すること。
- （４） 市町村及び関係団体等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

4 防災ボランティアへの情報提供

応援本部は、岩手県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて、その把握するニーズについて、個人を中心とする防災ボランティア活動を行う者に情報提供する。

第5章 職員の県内派遣

1 趣旨

県内の市町村は、「大災害発生時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、大規模災害発生時においても相互に協力し合っているところだが、東日本大震災津波のような大災害発生時には、県が職員を派遣して被災市町村の応援を行わなければならないような状況も十分に想定される。

このことから、本編では県内市町村への人的応援体制について整理することとする。

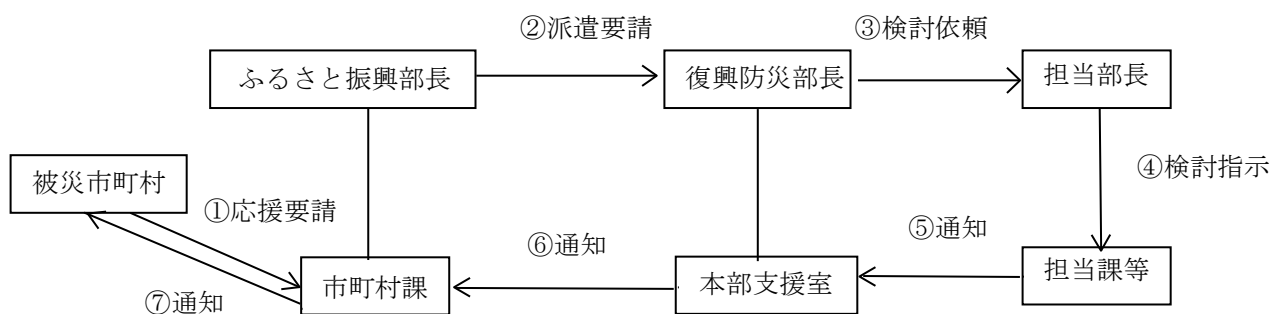
2 基本方針

- (1) 被災した県内の市町村への人的応援の要請の受付は、ふるさと振興部市町村課が担当する。
- (2) 被災した県内の市町村に対する職員の派遣は、復興防災部長が決定する。
- (3) 応援職員は、自己完結型で活動する。

3 派遣の決定

- (1) 県内の被災市町村に対する人的応援の要請は、ふるさと振興部市町村課が受け付ける。
- (2) (1)の要請を受けたときは、ふるさと振興部長は、復興防災部長に対し職員の派遣を行うよう要請する。
- (3) ふるさと振興部長は、派遣の要請がない場合であっても、業務支援を行う必要があると認めるときは、復興防災部長に対し職員の派遣を行うよう要請する。
- (4) 復興防災部長は、(3)の要請を受けたときは、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し、派遣の可否等について検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は、(4)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否、期間等について本部支援室に通知する。
- (6) (5)の通知を受けたときは、復興防災部長は速やかに職員の派遣の決定を行い、本部支援室は派遣の期間等とあわせて、その旨を市町村課に通知する。
- (7) 市町村課は、(6)の通知を受けたときは、職員の派遣の可否、期間等について被災市町村に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

〈フロー図〉



4 職員の派遣が想定される業務

【第3章・6参照】

5 県応援職員の心得

【第3章・7参照】

6 応援体制の整備

県本部本部支援室は、必要に応じ県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんし、並びに活動に必要な物品等を供与するよう、被災市町村又は当該市町村を所管する地方支部に依頼する。

7 費用負担

応援に要した費用の負担については、被災市町村との間の協議により決定する。

第6章 義援物資の送付

1 基本方針

- （１） 被災した他の都道府県への物的応援の要請の受付は、応援本部が担当する。
- （２） 商工労働観光部長は、被災した他の都道府県から物的応援の要請がある場合において必要があると認めるときは、企業その他の団体（以下「企業等」という。）に対し大口の義援物資の募集を行う。この場合において、県民個人に対する義援物資の募集は行わない。
- （３） 義援物資の募集等に係る担当は、次のとおりとする。

部	課等	担当業務
商工労働観光部	商工企画室	義援物資の配分
	ものづくり自動車産業振興室	義援物資の募集・受付

- （４） 物資の送付に当たっては、留意事項に十分に配慮する。

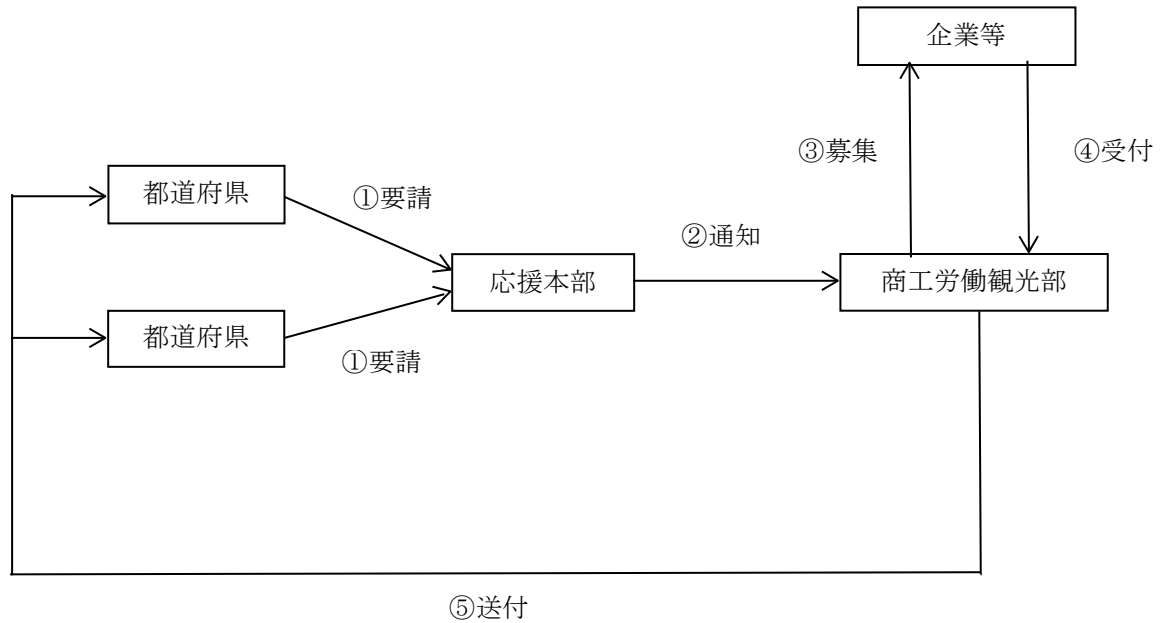
2 義援物資の募集等

- （１） 被災した他の都道府県からの物的応援の要請を受け付けたときは、応援本部はその旨を商工労働観光部に通知する。
- （２） （１）の通知を受けたときは、商工労働観光部は、要請の内容にとどまることなく、被災地のニーズを確認し、送付が必要とされる物資を把握する。この場合において、商工労働観光部は、当該ニーズの確認について、応援本部と連携する。
- （３） 商工労働観光部長は、把握した情報を基に、企業等に対し必要な義援物資を募集する。
- （４） 商工労働観光部は、企業等から送付された義援物資を受け付け、被災地に送付するまでの間、適切に保管する。
- （５） 商工労働観光部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合には、義援物資の募集を停止し、それを周知する。

3 義援物資の配分

- （１） 商工労働観光部は、その受け付けた義援物資について、送付する県の備蓄物資と併せて、被災都道府県に対する配分を決定する。
- （２） 商工労働観光部は、県の備蓄物資の送付について、応援本部と連携する。
- （３） 商工労働観光部は、配分を決定した義援物資等を被災都道府県の指定する場所に輸送し、引き渡す。

〈フロー図〉



4 物資集積拠点

岩手産業文化センター（アピオ）（岩手県滝沢市砂込389-20）

5 留意事項

（1） 物資の送付にあたっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

- ア 品目
- イ 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- ウ 数量
- エ 提供元機関名
- オ 担当者名及び連絡先

（2） 梱包した義援物資を送付する場合は、小口及び混載の物資について送付を控える。

6 義援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第7章 広域応援の調整

1 趣旨

北海道・東北ブロック内の被災道県に対する応援は、カウンターパート制による応援を基本としているところである。しかしながら、北海道・東北ブロック内で大規模災害が発生した場合や関東地方知事会からブロック間応援の要請があった場合においては、県がブロック内での広域調整を行った上で、被災県等に対して応援を実施しなければならないような場合が発生することも想定される。

このことから、本章においては、県が広域応援の調整を行う場合の手続等について整理することとする。

2 基本方針

- (1) 北海道・東北ブロック内の被災道県に対する応援は、カウンターパート制による応援を基本としつつ、被災状況に応じて「北海道・東北8道県広域応援本部」（以下「広域応援本部」という。）を設置して対応する。
- (2) ブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部において対応する。
- (3) ブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

3 広域応援本部の設置等

(1) 設置要件

北海道東北地方知事会の会長道県（以下「会長道県」という。）が広域応援本部を設置し、広域応援の調整を行うのは、次の場合である。

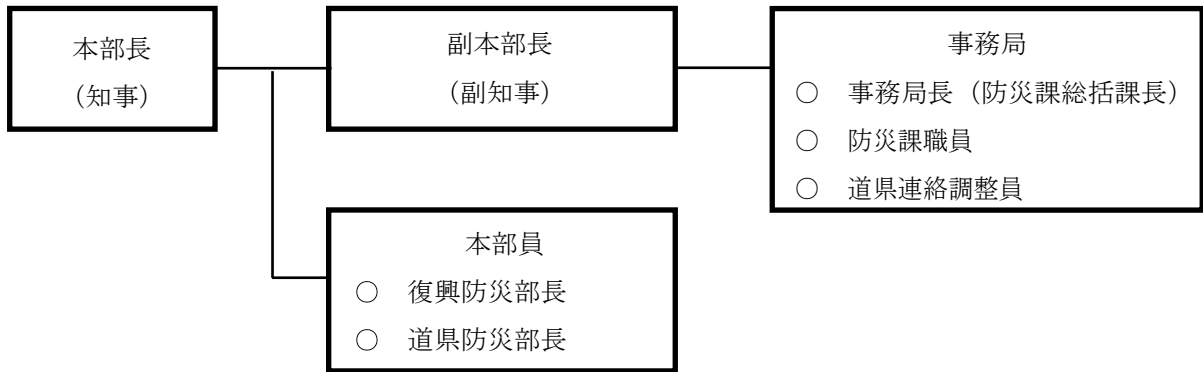
- ア 北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったとき。
- イ 関東地方知事会からブロック間応援の要請があったとき。
- ウ その他北海道東北地方知事会会長が必要と認めるとき。

(2) 組織

ア 県は、次の場合に広域応援本部の設置県として広域応援の調整を行う。

- (ア) 県が会長道県となっているとき。
 - (イ) 県が副会長道県となっている場合において、被災等により、会長道県に広域応援本部を設置できないとき。ただし、副会長道県が複数あるときは、副会長としての在任期間にしたがい、県が設置県となったとき。
 - (ウ) 被災等により、会長道県及び副会長道県に広域応援本部を設置できない場合において、知事としての在任期間にしたがい、県が設置県となったとき。
- イ 県が広域応援本部の設置県となる場合の体制は、次のとおりとする。
- (ア) 広域応援本部に本部長、副本部長及び本部員並びに事務局を置く。
 - (イ) 本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てる。
 - (ウ) 本部員は、部長及び道県の防災担当部長をもって充てる。
 - (エ) 事務局は、復興防災部防災課職員及び道県連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、防災課総括課長が担当する。

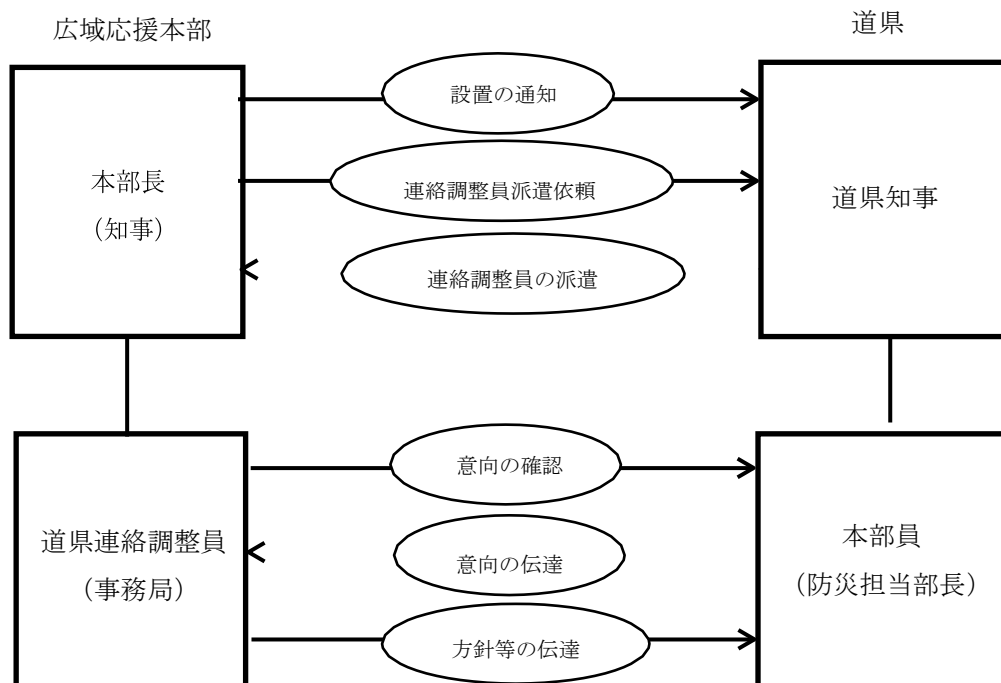
〈体制図〉



（３） 手続等

- ア 本部長は、広域応援本部を設置するときは、その旨を道県知事に通知するとともに、県への連絡調整員の派遣を依頼する。
- イ 応援の実施等にあたっての本部員の意向については、道県連絡調整員を通じて確認する。
- ウ 広域応援本部において決定した応援の実施等に係る方針については、道県連絡調整員を通じて道県に伝達する。
- エ 県は、道県連絡調整員の活動場所を確保する等、その連絡調整に十分配慮する。

〈フロー図〉



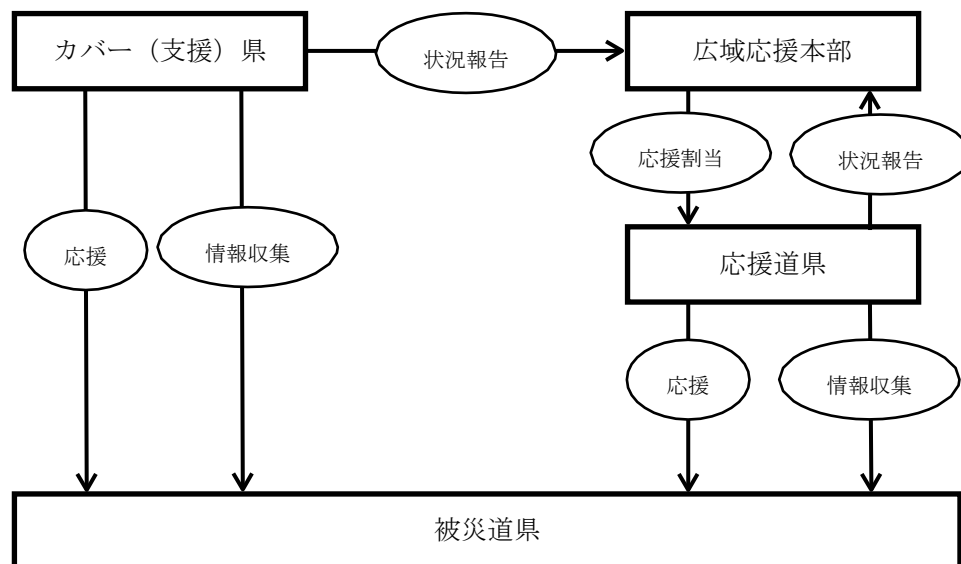
４ 北海道・東北ブロック内の調整

- （１） 本部長は、北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったときは、８道県協定によるカバー（支援）県の割当の順位（第３章・２参照）等を参考として、

カバー（支援）県以外の道県を新たに応援道県として割り当てる。

- （２） 本部長は、カバー（支援）県及び（１）の割当を受けた応援道県に対し、必要に応じて応援の実施状況等について報告を求める。

〈フロー図〉



５ ブロック間応援の要請があった場合の調整

（１） 現地調査員の派遣

本部長は、関東地方知事会からブロック間応援の要請があったときは、被災都県に現地調査員を派遣して応援のニーズについて把握するとともに、その他応援に必要な情報を収集する。この場合において、現地調査員を派遣し、情報収集を行う道県の割当は、次の表に基づき決定する。

被災都県	第１順位	第２順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

（２） 応援の実施

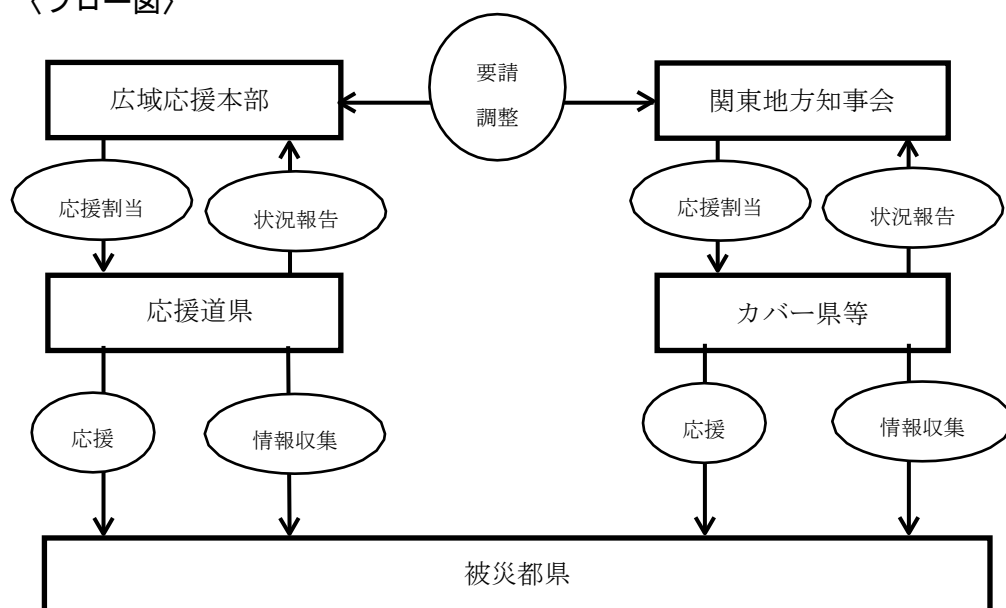
ア 本部長は、現地調査員が収集した情報等を活用して応援に係る包括的な調整を行うとともに、主に次の事項を考慮して、（１）の割当とは別に被災都県に対し応援を行う道県の割当を決定する。この場合において、関東ブロックの１つの都県に対し、複数の道県

を割り当てることを妨げない。

- (ア) 被災都県との距離
- (イ) 道路状況を踏まえた被災都県への移動時間
- (ウ) 道県の被災状況
- (エ) 被災都県の被災の程度
- (オ) 被災都県と道県との間の人口、職員数等のバランス

イ 本部長は、アの割当を受けた応援道県に対し、必要に応じて応援の実施状況等について報告を求める。

〈フロー図〉



5 ブロック間応援及び広域応援の要請を行った場合の体制

本部長は、道県が被災した場合において、北海道・東北ブロックのみでは対応が困難と認めるときは、次の機関を通じてブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

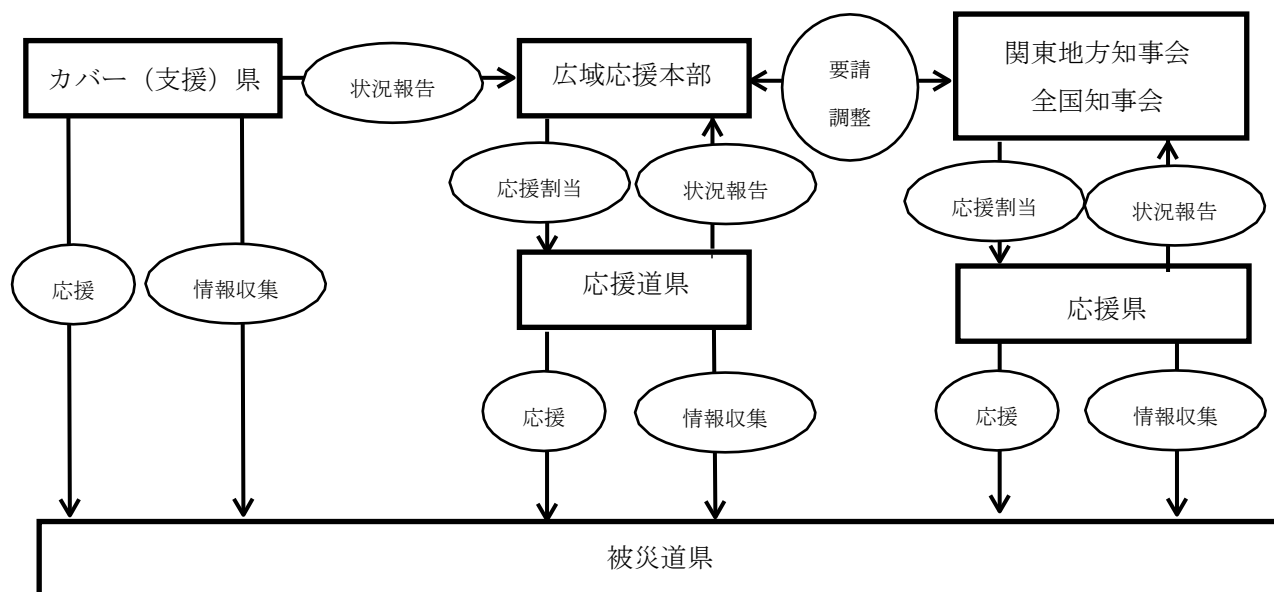
(1) ブロック間応援

機 関	無線電話	N T T電話	F A X
茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課 (関東地方知事会幹事都県)	08-612	029-301-2885	029-301-2898

(2) 広域応援

機 関	N T T電話	F A X
全国知事会	03-5212-9131	03-5210-2020

〈フロー図〉



第 3 編 資料編

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
 - 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

- 第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
 - 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
 - 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

- 第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。)

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
〃 海 道 知 事

関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事

中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事

四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事

九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への 職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人（以下「代表世話人」という。）は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長（以下「世話人所長」という。）に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

（業務の代行）

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（応援の要請）

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- （1）資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- （2）施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- （3）職種及び人数
- （4）応援区域又は場所及びそれに至る経路
- （5）応援期間（見込みを含む。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー(支援)県)

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県(全国協定第1条に規定する被災県をいう。)を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し、各道県記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第１条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第２条 協定第２条に規定する連絡担当部局は、別表１のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第３条 協定第３条に規定するカバー（支援）県は、別表２のとおりとする。

(ブロック間応援)

第４条 協定第４条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表３により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第５条 協定第５条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第６条 協定第７条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(１) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(２) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(３) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(４) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

- 第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。
- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

別表 1

連絡担当部局

道県名	部局名	課 名	無線電話	通常時の連絡先		災害対策本部等の 体制時の連絡先
				N T T 電話（直通）	夜間・休日の連絡先	
北海道	総務部 危機対 策局	危機対策課	01-11	011-204-5008（防災） 011-204-5014（国民保 護） F A X 011-231-4314	同左又は 011-231-3398 （当直室）	011-204-5007 F A X 011-231-4314
青森県	総務部	防災消防課	02-221	017-734-9088（防災） 017-734-9089（国民保 護） F A X 017-722-4867	同左（夜間休日常駐員 から当番職員へ連絡）	017-773-6866 F A X 017-773-6921
岩手県	総務部	総合防災室	03-16	019-629-5155（防災及 び国民保護） F A X 019-629-5174	同左（宿日直職員から 当番職員へ連絡）	019-629-5155 F A X 019-629-5174
宮城県	総務部	危機対策課	04-8-2375	022-211-2375（防災） 022-211-2382（国民保 護） F A X 022-211-2398	同左又は 022-211-3161 （防災センター警備員 から当番職員へ連絡）	022-211-2375 F A X 022-211-2398
秋田県	総務部	総合防災課	05-11	018-860-4563（防災） 018-860-4562（国民保 護） F A X 018-824-1190	同左	018-860-4500 F A X 018-860-4530
山形県	環境エ ネルギー 一部 危機管 理・く らし安 心局	危機管理課	06-531	023-630-2231（防災） 023-630-2654（国民保 護） F A X 023-633-4711	同左又は 023-630-2754 （宿日直職員から当番 職員へ連絡）	023-630-3142～3145 F A X 023-630-3140 3141
福島県	生活環 境部	災害対策課	07-61	024-521-7194（防災） 024-521-7641（国民保 護） F A X 024-521-7920	同左又は 024-521-7821 （警備員から当番職員 へ連絡）	024-521-1903 024-521-1907 F A X 024-521-1958
新潟県	防災局	危機対策課	15-11	025-282-1638（防災） 025-282-1636（国民保 護） F A X 025-282-1640	同左又は 025-285-5511 （警備員から当番職員 へ連絡）	025-282-1638（防災） 025-282-1636（国民保 護） F A X 025-282-1640

別表 2

カバー（支援）県

被災道県名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡会議及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

大規模災害時等の北海道・東北８道県 広域応援ガイドライン

平成27年３月

（北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県）

第1章 総 則

1 趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災時においては、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定実施細目」という。）（以下「協定等」と総称する。）に基づくカウンターパート方式により初動対応時の応援先が明確になる等、災害時の広域応援に協定が一定程度有効に機能した。

一方で、協定の運用に当たっては、広域応援を実施するための業務体制が明確にされていない等、残された課題も少なくない。

また、北海道・東北ブロックにおいては、東日本大震災の経験を踏まえた「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国協定」という。）の改正に伴い、平成26年10月21日に協定等の全面的な見直しを行ったところだが、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の大規模災害の発生が懸念される現状を踏まえれば、今後、北海道・東北ブロックにおいて東日本大震災の経験を踏まえた広域応援を行わなければならない場面も想定される。

これらのことを踏まえ、協定等及び全国協定に基づく応援を迅速かつ的確に実施するため、北海道・東北ブロックに属する道県（以下「道県」という。）が共同で本ガイドラインを策定する。

2 対象とする災害等

- （１） 本ガイドラインは、地震等による大規模災害であって、都道府県単独では対応ができず、他の都道府県による応援を必要とする災害を対象とする。
- （２） 本ガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

3 ガイドラインの適切な運用

- （１） 道県は、本ガイドラインの趣旨に基づき、災害時の受援及び応援に係る体制を整備するとともに、その適切な運用を図る。
- （２） 道県は、災害時の受援及び応援に係る体制の適切な運用のため、単独又は合同で必要な訓練を実施する。（協定実施細目第11条）

第2章 実施体制

1 基本方針

- (1) 北海道・東北ブロック内の被災道県に対する支援は、カウンターパート制を採用して対応するとともに、被災状況に応じて「北海道・東北8道県広域応援本部」（以下「広域応援本部」という。）を設置して対応する。
- (2) 全国協定に基づくブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部において対応する。
- (3) 全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

2 広域応援本部の設置等

(1) 設置要件

北海道東北地方知事会の会長道県（以下「会長道県」という。）は、次の場合に広域応援本部を設置し、広域応援を実施する。

- ア 協定第8条第1項の規定により、北海道・東北ブロックの被災道県から会長道県に応援の要請があったとき。
- イ 全国協定第9条第2項の規定により、関東ブロックからブロック間応援の要請があったとき。
- ウ その他北海道東北地方知事会会長が必要と認めるとき。

(2) 組織

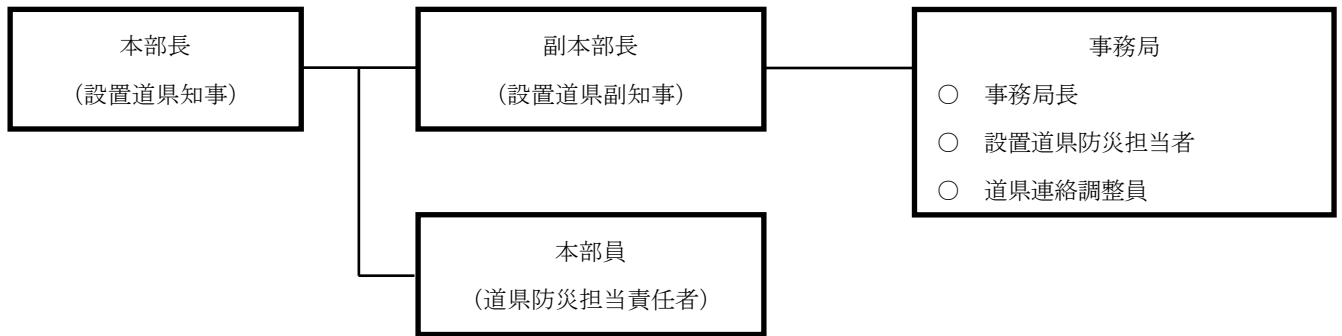
ア 設置道県

- 広域応援本部は、会長道県に設置する。
- 被災等により、会長道県に広域応援本部を設置できないときは、副会長道県に設置する。この場合において、副会長道県が複数あるときは、副会長としての在任期間にしたがう。
- 被災等により、副会長道県に広域応援本部を設置できないときは、知事としての在任期間にしたがい、設置道県を調整する。

イ 体制

- (ア) 広域応援本部に本部長、副本部長及び本部員並びに事務局を置く。
- (イ) 本部長は広域応援本部設置道県知事、副本部長は広域応援本部設置道県副知事をもって充てる。
- (ウ) 本部員は、道県の防災担当責任者をもって充てる。
- (エ) 事務局は、本部設置道県防災担当者及び道県連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。
- (オ) 応援の実施等にあたっての道県の意向については、事務局を通じて確認する。

<体制図>



ウ 役割

- (ア) 広域応援本部は、道県が被災したときは、次の役割を担う。
- 被災道県における応援のニーズの把握
 - カバー（支援）県以外の道県に対する応援の要請
 - 道県からの応援の申出の受付
 - 全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請並びに応援の申出の受付
 - 申出のあった応援の調整
 - その他応援のために必要と認められる調整
- (イ) 広域応援本部は、ブロック間応援の要請があったときは、次の役割を担う。
- 道県に対する応援の要請及び割当
 - 被災地における応援のニーズの把握
 - 全国知事会及び関東ブロックとの調整
 - その他応援のために必要と認められる調整

3 北海道・東北ブロック内の体制

- (1) 被災道県に対して支援を行うカバー（支援）県をあらかじめ設定したカウンターパート制を採用するとともに、被災状況に応じて広域応援本部を設置し包括的な調整を行う。
- (2) カウンターパート制によるカバー（支援）県は、協定実施細目別表2に基づき次のとおりとする。

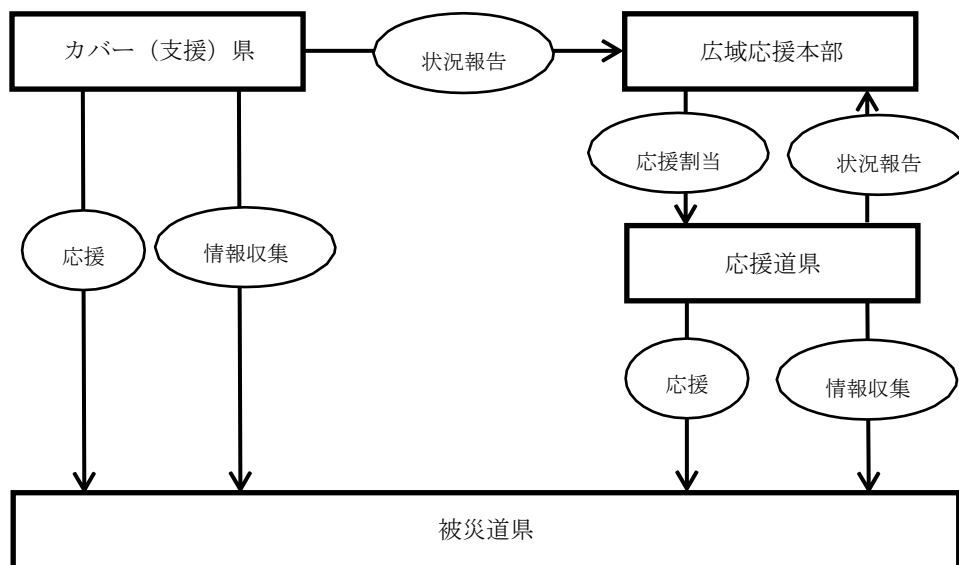
被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

- (3) カバー（支援）県は、応援の対象とする道県（以下「応援対象県」という。）が被災したときは、次の役割を担う。

- ア 応援対象県に対する人的・物的応援の実施
- イ 協定第6条第1項の連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握

ウ 広域応援本部に対する被災状況等の報告

<実施体制フロー図>



4 ブロック間応援の要請があった場合の体制

(1) 現地調査員の派遣

関東ブロックからブロック間応援の要請があったときは、広域応援本部は被災都県に現地調査員を派遣して応援のニーズについて把握するとともに、その他応援に必要な情報を収集する。この場合において、現地調査員を派遣し、情報収集を行う道県の割当は、次の表に基づき決定する。

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

(2) 応援の実施

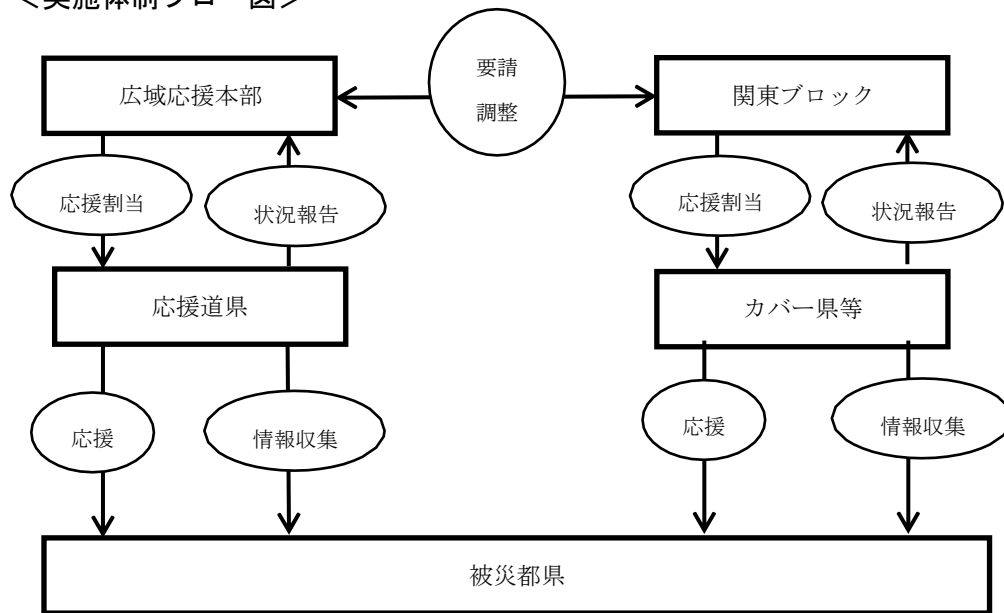
ア 広域応援本部は、現地調査員が収集した情報等を活用して応援に係る包括的な調整を行うとともに、主に次の事項を考慮して、(1)の割当とは別に被災都県に対し応援を行う道県の割当を決定する。この場合において、関東ブロックの1つの都県に対し、複数の道県を割り当てることを妨げない。

(ア) 被災都県との距離

(イ) 道路状況を踏まえた被災都県への移動時間

- (ウ) 道県の被災状況
 - (エ) 被災都県の被災の程度
 - (オ) 被災都県と道県との間の人口、職員数等のバランス
- イ 応援の割当を受けた道県は、次の役割を担う。
- (ア) 被災都県に対する人的・物的応援の実施
 - (イ) 連絡調整員の派遣等を通じた応援のニーズの把握
 - (ウ) 広域応援本部に対する被災状況等の報告

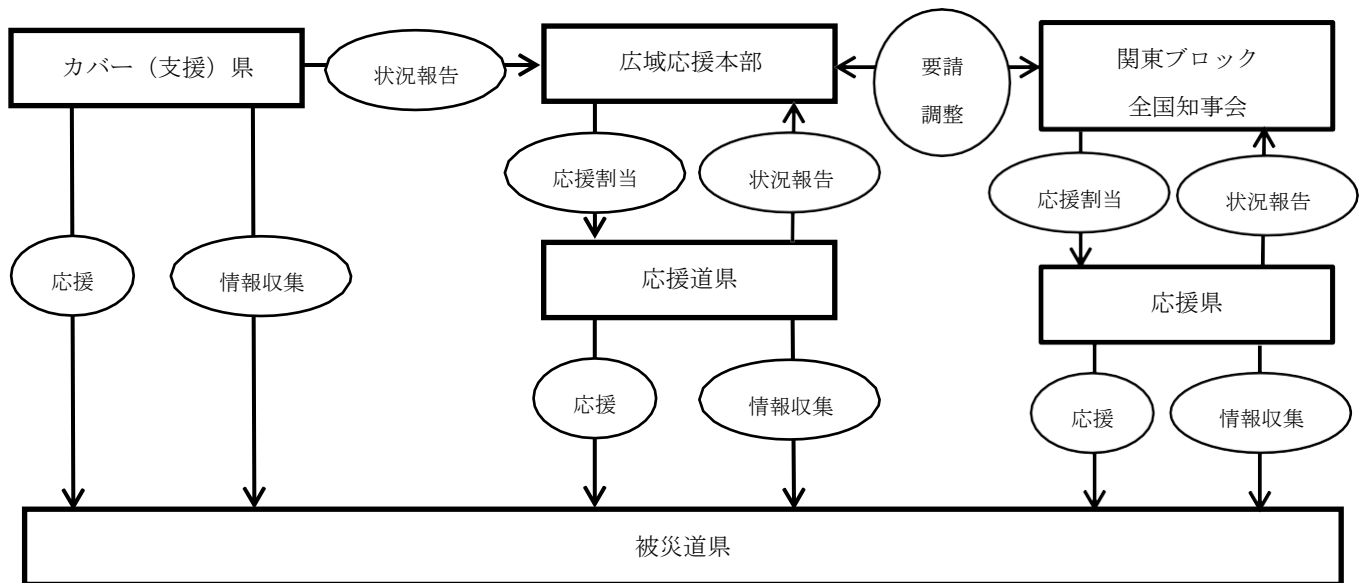
<実施体制フロー図>



5 ブロック間応援及び広域応援の要請を行った場合の体制

全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請は、広域応援本部において行う。

<実施体制フロー図>



第3章 実施方法

1 応援のニーズの把握

- (1) カバー（支援）県は、応援対象県における応援のニーズを把握するため、次の場合に応援対象県に連絡調整員を派遣する。（協定第6条第1項）
- ア 応援対象県から協定に基づく応援の要請があったとき。
- イ 応援対象県が災害対策本部を立ち上げた場合において、カバー（支援）県による連絡調整員の派遣の申出を応援対象県が受け入れたとき。
- ウ 応援対象県で大規模災害が発生し、甚大な被害が予想されるとき。
- (2) カバー（支援）県は、連絡調整員を派遣したときは、会長道県に通知する。
- (3) 応援対象県は、連絡調整員の派遣を受けたときは、当該連絡調整員を災害対策本部員会議に参加させる等連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。（協定第6条第2項）

2 人的応援の実施

(1) 実施方法

- ア カバー（支援）県は、応援対象県の人的応援のニーズを把握した上で、必要な応援を行う。
- イ カバー（支援）県は、広域応援本部が設置された場合にあっては、把握したニーズについて広域応援本部に報告する。
- ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する人的応援を要請する。
- エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

(2) 応援が想定される業務

大規模災害発生時に応援職員による人的応援の受入れが想定される業務内容は、概ね次のとおりである。

時 期	業務内容
初動期 (発災から概ね3日間)	○ 避難者対策業務 ・ 避難所の運営支援 ・ 被災者の健康対策 ・ 広域避難における避難の調整 ・ 被災者のこころのケア ○ 建築物等危険度判定業務 ○ 土砂災害危険箇所緊急点検業務 ○ 原子力災害応急対策業務 ・ 身体等のスクリーニング及び除染 ・ 空間線量率等の測定 ○ 災害対策本部の支援業務
応急対策～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	○ 避難者対策業務 ・ 避難所の運営支援 ・ 被災者の健康対策 ・ 物資集積拠点等の運営支援 ・ 生活衛生対策業務 ・ 広域避難における避難の調整 ・ 被災者のこころのケア ・ 給水に係る業務 ・ 在宅の要配慮者に対する支援 ○ 感染症対策業務 ○ 応急仮設住宅の整備等に係る業務

	○ 水道・下水道の応急復旧業務 ○ 災害廃棄物の処理に係る業務 ○ 被災者の生活相談業務 ○ 市町村事務全般の支援業務 ○ 学校教育の支援業務 ○ 文化財の保全業務 ○ 原子力災害応急対策業務 ・身体等のスクリーニング及び除染 ・空間線量率等の測定
復旧～復興期 (仮設住宅～災害公営住宅期)	○ 社会基盤施設の復旧業務 ○ 被災者のこころのケア ○ 被災者の生活相談業務 ○ 市町村の復興計画策定支援 ○ 原子力災害応急対策業務 ・身体等のスクリーニング及び除染 ・空間線量率等の測定

(3) 応援にあたっての留意事項

広域応援本部等は、人的応援の要請にあたり、次の事項に留意するよう要請する。

- ア 応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- イ 応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。(協定実施細目第8条第1項)
- ウ 応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること(協定実施細目第9条)。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、原子力災害用防災資機材

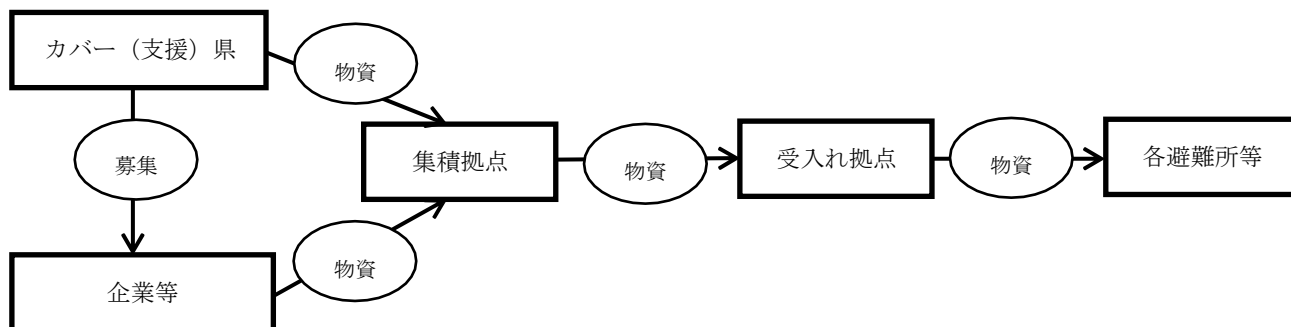
- エ 応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所(避難所等を含む。)を確保するよう努めること。
この場合において、被災道県は、応援職員の宿泊場所及び駐車場を斡旋する(協定実施細目第10条)とともに、道県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供する。

3 物的応援の実施

(1) 実施方法等

- ア カバー(支援)県は、応援対象県の物的応援のニーズを把握した上で、必要な応援を行う。
- イ カバー(支援)県は、広域応援本部が設置された場合にあっては把握したニーズについて広域応援本部に報告するとともに、必要に応じて県内の企業等に対し大口の義援物資を募集する。
- ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する物的応援を要請する。
- エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。
- オ 道県は、あらかじめ物資の集積拠点及び受入れ拠点を定め、情報を共有する。

＜実施方法フロー＞



(2) 必要とする義援物資

ア 食料

(ア) 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮する。

区 分	義援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

(イ) 補足事項

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。
- 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。
- 賞味期限又は消費期限がある食料については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

イ 食料以外

(ア) 大規模災害発生時に必要となることが想定される義援物資（食料以外）は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。

区 分	義援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ等
光熱材料	懐中電灯、乾電池、マッチ、木炭、灯油、プロパンガス等

その他	医薬品、カイロ
-----	---------

(イ) 補足事項

- 外衣、肌着、身回品、紙おむつ等については、新品とするとともに、調達にあたってはサイズに留意する。この場合において、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。
- 日用品については、未使用、未開封のものとする。
- 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

(3) 留意事項

ア 梱包した義援物資の送付にあたっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

(ア) 品目

(イ) 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限

(ウ) 数量

(エ) 提供元機関名

(オ) 担当者名及び連絡先

イ 梱包した義援物資の送付にあたっては、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

4 業務等の提供

(1) 実施方法

ア カバー（支援）県は、応援対象県に対する業務又は施設の提供のニーズを把握した上で、必要な業務又は施設を提供する。

イ カバー（支援）県は、広域応援本部が設置された場合にあっては、把握したニーズについて広域応援本部に報告する。

ウ 広域応援本部は、ブロック内の道県と調整の上、被災道県に対する業務又は施設の提供を要請する。

エ 広域応援本部は、必要に応じて、全国協定に基づくブロック間応援及び広域応援の要請を行う。

(2) 提供が想定される業務等

大規模災害発生時に提供することが想定される業務等は、概ね次のとおりである。

時 期	内 容
初動期 (発災から概ね3日間)	○ ドクターヘリの出動 ○ 防災ヘリの出動 ○ 傷病者等の受入れ
応急対策～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	○ 避難者、傷病者等の受入れ ○ 避難所、仮設住宅用地等の提供 ○ 遺体の火葬の受入れ ○ ゴミ・し尿処理の受入れ ○ 災害廃棄物の受入れ ○ 空港の拠点施設としての活用
復旧～復興期 (仮設住宅～災害公営住宅期)	○ 災害廃棄物の受入れ

5 広域避難の受入に係る調整

- (1) カバー（支援）県は、応援対象県と連携して広域避難に係るニーズを把握するとともに、広域応援本部に避難の受入れ先の確保を依頼する。
- (2) 広域応援本部は、道県と調整を行った上で、避難の受入れ先を被災道県とカバー（支援）県に通知する。
- (3) カバー（支援）県は、避難の受入れ先となる道県と連携して、被災者の広域避難を支援する。
- (4) カバー（支援）県は、県外避難者リストを作成し、応援対象県に提供する。
- (5) 道県は、あらかじめ広域避難の受入れ先となる避難施設等について、情報共有を行うよう努める。

<フロー図>

